

等級別の職員数について（令和7年4月1日現在）

1 行政職給料表

職務の等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1 等級	1 部長又は理事の職務 2 会計管理者 3 委員会等の事務局の長の職務	24	1.6	部長 事業所長 会計管理者 局長 理事	15 1 1 4 3
2 等級	1 課長又は参事の職務 2 委員会等の事務局の次長の職務	114	7.7	課長 副看護局長 館長 次長 参事	59 4 1 3 47
3 等級	主幹の職務	98	6.7	主幹 担当主幹 看護師長 保育所長等	10 68 9 11
4 等級	担当長の職務	184	12.5	担当長 担当監 主任看護師等 保育所長代理等 保育教諭 総括主査	121 7 36 13 1 6
5 等級	主査の職務	187	12.7	主査 副主任看護師等	166 21
6 等級	主任の職務	378	25.7	主任 職員	372 6
7 等級	高度の知識経験を必要とする業務を行う職員の職務	411	27.9	職員 書記	410 1
8 等級	1 等級から 7 等級までの項に掲げるもの以外の職員の職務	77	5.2	職員	77
合計		1,473	100.0		

2 消防職給料表

職務の等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1 等級	消防正監又は消防監の職務	3	1.5	消防長 消防次長	1 2
特 2 等級	消防司令長の職務	11	5.7	課長 副署長 総括司令 参事	4 1 2 4
2 等級	消防司令の職務	31	16.0	担当司令 総括代行 主幹 分署長	12 2 11 6
3 等級	消防司令補の職務	51	26.3	係長 主査	32 19
4 等級	消防士長又は消防副士長の職務	41	21.1	主任 職員	40 1
5 等級	高度の知識経験を必要とする業務を行う消防士の職務	48	24.7	職員	48
6 等級	5 等級の項に掲げるもの以外の消防士の職務	9	4.6	職員	9
合計		194	100.0		

3 教育職給料表（一）

職務の等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
特1等級	高等学校の校長の職務	1	1.6	校長	1
1等級	高等学校の教頭の職務	1	1.6	教頭	1
特2等級	高等学校の首席又は指導教諭の職務	4	6.3	首席 指導教諭	1 3
2等級	高等学校の教諭又は養護教諭の職務	31	49.2	教諭 養護教諭	29 2
3等級	高等学校の講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務	26	41.3	講師 実習助手	20 6
合計		63	100.0		

4 教育職給料表（二）

職務の等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
特1等級	高度の知識経験を必要とする業務を行う指導主事又は幼稚園の園長の職務	11	14.5	課長 参事 園長	2 2 7
1等級	指導主事又は幼稚園の教頭の職務	14	18.4	指導主事	14
2等級	指導主事又は幼稚園の教頭の職務	37	48.7	教諭 指導員	34 3
3等級	幼稚園の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	14	18.4	講師	14
合計		76	100.0		

5 医療職給料表（一）

職務の等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1等級	病院の長又は副院長の職務	3	3.4	院長 副院長	1 2
2等級	病院の主任医長の職務	38	43.7	局長 主任医長	1 37
3等級	病院の医長の職務	36	41.4	医長	36
4等級	病院の副医長の職務	9	10.3	副医長	9
5等級	1等級から4等級までの項に掲げるもの以外の病院の医師又は歯科医師の職務	1	1.1	医員	1
合計		87	100.0		

6 医療職給料表（二）

職務の等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
特1等級	局長、部長又は理事の職務	1	0.9	薬剤長	1
1等級	薬剤長、技師長又は参事の職務	6	5.5	技師長 技士長 参事	2 2 2
2等級	副薬剤長、副技師長又は主幹の職務	6	5.5	副技師長 主幹	2 4
3等級	主任又は主査の職務	37	33.9	主任 主査	20 17
4等級	高度の知識経験を必要とする業務を行う薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師その他医療技術員又は病院の栄養士の職務	53	48.6	職員	53
5等級	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師その他医療技術員又は病院の栄養士の職務	6	5.5	職員	6
合計		109	100.0		

※ 割合については、区分ごとに小数点第2位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合があります。